



令和6年分 確定申告と住民税の申告相談日程

【相談会場】 本庁、中津支所、美山支所			
月	日	曜日	
・必ず事前に予約を行ってください。(電話予約可能) ・※印のある日/時間は、美山地区では各集会所、寒川出張所でも相談を行っております。(下記欄外参照) 本庁および中津支所、美山支所での申告相談は可能です。			
受付時間		9:00 ~ 11:30	
		13:00 ~ 15:30	
2	17	月	
	18	火	※1美山地区 各地区集会所(午前中)
	19	水	
	20	木	※2美山地区 各地区集会所(午前中)
	21	金	
	22	土	
	23	日	天皇誕生日
	24	月	振替休日
	25	火	
3	26	水	
	27	木	
	28	金	※3美山地区 寒川出張所(終日)
	1	土	
	2	日	
	3	月	
	4	火	
	5	水	
	6	木	
	7	金	
	8	土	
	9	日	
	10	月	
	11	火	
12	水		
13	木		
14	金		
15	土		
16	日		
17	月		

※1 午前中・浅間/打尾(打尾集会所)・李/愛川(李公民館)・初湯川/上初湯川(上初湯川集会所)
 ※2 午前中・熊野川(熊野川生改センター)・滝頭(滝頭集会所)・笠松/平/愛口(平集会所)
 ※3 終日・寒川出張所
 (各地区集会所での受付は、予約制ではありません。)
 ○今年度は、川辺地区の各集会所での相談受付は行っていません。

お問合せ 税務課 ☎0738-22-8841



確定申告と住民税申告(予約制)のご案内

令和6年分確定申告、令和7年度(令和6年分)個人町・県民税申告を2月17日(月)から3月17日(月)午前中まで予約制による受付を行います。申告が必要な方は、必要書類などを準備し、なるべくお早めに申告してください。
 なお、収入がなかった方でも、非課税(所得)証明書の発行や国民年金の免除、就学援助などの関係で申告が必要な場合があります。また、国民健康保険に加入されている方は、申告をされませんと、軽減適用を受けられないなど不利益となる場合がありますので、ご注意ください。



- 申告が必要な人
 - 令和7年1月1日現在、町内に住んでいる(住んでいた)方で、次に該当する方
 - ◇自営業、農林業、その他の事業を営んでいる方(保険外交員、歩合制営業職などを含む)
 - ◇家賃、地代収入等の不動産所得のある方
 - ◇給与所得以外に所得がある方、または2か所以上から給与を受けている方
 - ◇令和6年中に退職し、その後就職していない方
 - ◇パートやアルバイトで一定の所得がある方/その他の所得がある方
 - ◇雑損控除(災害等による損失)、寄付金控除(政党や公共団体等への寄付)、医療費控除(自己負担した医療費)などを受けようとする方 ※控除額の計算において控除額が発生しない場合もあります。
 - ◇年金収入が400万円以下かつ他の所得が20万円以下の方は、確定申告が不要ですが、生命保険料控除や医療費控除、扶養親族の追加がある場合は、住民税での申告が必要な場合があります。
 - *給与所得のみの方で勤務先において年末調整済みの方は、申告は不要です。
- 申告期間・受付方法(予約制)
 - 期 間：令和7年2月17日(月)~3月17日(月) 午前中まで
 - 受付方法：予約による申告相談を実施させていただきます。電話/来庁等にて必ず事前にご予約ください。(令和7年1月20日(月)から受付開始)
 - 電 話：税務課 ☎0738-22-8841
 中津地域振興課 ☎0738-23-9503
 美山地域振興課 ☎0738-23-9505

- *本年度も、予約制による申告相談を実施させていただきます。
- ※1日に受付可能な人数は限られており(約35人前後(本庁))、期間中にて例年の人数を受付する場合には、1日あたりの受付を期間中均等に割振する必要がありますので、なるべく事前にご予約ください。後半になり、受付人数が増加した場合には、町での受付が出来ない場合があります。
- ※予約による受付時間は、状況により遅くなる場合がございますのでご理解ください。
- 必要書類等
 - ◇申告書・個人番号カード(または通知カード+運転免許証等)
 - ◇収支内訳書(事業所得、不動産所得のある方)用紙は役場に備え付けてあります。
 - ◇源泉徴収票(給与/年金/パート収入等の方(ない場合は雇用主、日数、日当等の分かる書類))
 - ◇各種控除関係書類(国民年金・生命保険等の支払証明、医療費の控除の明細書等)
 - ◇通帳など金融機関の口座番号のわかるもの(振替納税や還付申告の方)
- その他
 - ◇『公的年金等の収入金額が400万円以下』かつ『公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下』の方は、所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出が不要になりました(※ただし医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告をすることはできません。)が、住民税の申告は必要です。
 - 公的年金などの源泉徴収票に記載された以外の控除(医療費控除、生命保険料控除など)がある場合には、申告をすることにより、所得税および住民税の所得控除を受けることができます。

お問合せ 税務課 ☎0738-22-8841